

事業計画書

社会福祉法人 人吉市社会福祉事業団

目 次

1. 法人本部
2. 人吉市養護老人ホーム延寿荘
3. 児童発達支援センタースイスイなかま
4. 熊本県地域療育センター事業
5. 相談支援センターうぐいす
6. 人吉市社会福祉事業団訪問介護事業所
7. 一体型共同生活介護事業所 わかあゆ
8. 障害者支援施設 うぐいす
9. 障害者支援センター 希望ヶ丘学園
10. 障害者支援センター わかあゆ

1 平成31年度 法人本部事業計画

I 基本理念

社会福祉法人 人吉市社会福祉事業団は、公益性の高い非営利法人として利用者個人の尊厳に配慮した良質かつ適切な福祉サービスの提供を行い、利用者が自立した生活を営むことができる笑顔あふれるふれあい福祉村(施設・事業所)を目指し、合わせて地域福祉の増進に努め主体性をもった法人経営を行います。

II 基本方針

人吉市社会福祉事業団は、経営組織のガバナンス（統治）の強化を図りながら、次の通り平成31年度の基本方針を定めます。

- 1 利用者の人権を常に尊重し、権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質なサービスの提供に努力します。
- 2 地域に信頼される福祉施設・事業所の福祉職の人材を確保し、定着できる職場環境づくりに取り組むと共に人材の確保・定着・育成に努めます。
- 3 事業経営の透明性を向上し、公正かつ適正な健全経営を行い、地域から信頼され認められる施設・事業所を目指します。
- 4 地域における開かれた法人として公益的な取り組みの検討を行いながら地域共生社会の実現を目指します。

III 重点項目

1 「働き方改革」に見合った適正な労務管理

国においては、少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少・育児や介護との両立など、働く者のニーズの多様化などの状況に直面し、イノベーションによる生産性向上とともに就業機会の拡大や意欲・能力を十分に発揮できる環境を作ることが重要な課題となってきました。この課題を解決する方法として「働き方改革」により労働関係法令の改正が行われ2019年4月から順次施行されることになりました。それを受け、今後におきましても適正な労務管理（年次有給休暇の確実な取得の実施）の元、働きやすい職場づくりに努めると共に引き続き雇用制度等の見直し検討も行って参ります。

2 福祉人材の確保と定着

各施設、事業所において福祉人材（マンパワー）の確保は数年にわたり喫緊の課題でありました。今後においても重点項目と位置付けしております。平成30年度の採用試験において2名の職員確保を行いました。今後においても状況に応じ採用試験を実施します。又、職員の待遇改善の一環として処遇改善手当を支給し、福祉人材の確保を図るとともに定着に努めます

3 職員（福祉人材）の資質の向上並びに育成

利用者に対し質の高いサービスを提供するため、各種研修会への参加機会を確保すると共に、職種に必要な資格等の取得を奨励し、今後も研修委員会を中心とした

職員研修会を定期的実施し、職員の資質向上並びに育成に努めます。

4 環境整備（施設整備）

社会福祉法人は、毎会計年度ごとに社会福祉充実残額の有無を算定しなければならないことにより、各施設・事業所の老朽化が進んでいることから社会福祉充実計画で今後、施設改修・整備に備えるため、中長期財政計画（経営プラン）に基づく目的別の資産積立計画も含め検討して参ります。

IV 実施事業一覧

施設	事業種別	名称	実施事業
施設	養護老人ホーム	人吉市養護老人ホーム 延寿荘	
	障害者支援施設	障害者支援施設 うぐいす	生活介護事業
			施設入所支援事業
			短期入所事業
事業	(障害者総合支援法) 障害福祉サービス事業	障害者支援センター 希望ヶ丘学園（単独型）	就労継続支援 B 型事業
		障害者支援センター わかあゆ（多機能型）	（就労移行支援事業休止） 就労継続支援 B 型事業
		一体型共同生活介護事業所 わかあゆ	共同生活援助（グループホーム）
	(児童福祉法) 指定障害児通所支援事業	児童発達支援センター スイスイなかま	指定児童発達支援事業（福祉型 児童発達支援センター） 指定放課後等デイサービス事業 指定保育所等訪問支援事業 熊本県地域療育センター事業
	相談支援事業	相談支援センター うぐいす	特定相談支援事業 障害児相談支援事業 計画相談支援事業
老人居宅介護等事業	人吉市社会福祉事業団 訪問介護事業所		

V 職員構成

職 名	平成 31 年 3 月 1 日 現在								
	延寿荘	うぐいす	希望ヶ丘	わかあゆ	わかあゆ (GH)	スイスイ	相談	訪問	
施設長・管理者	1	1	1	1	①	1	①	①	5名
施設長補佐・管理者補佐	1					1			2名
主任事務員									0名
主任指導員									0名
主任生活相談員	①								0名
主任支援員	1		1						2名
主任生活支援員		1							1名
主任保健師・主任看護師									0名
サービス管理責任者		1	①	①	①				1名
サービス提供責任者								1	1名
児童発達支援管理責任者						1			1名
主任栄養士	1								1名
事務員	1	1	1	1	①	①	①		4名
生活相談員	1								1名
支援員	2								2名
支援員(準職員)	6								6名
主任相談支援専門員							1		1名
相談支援専門員							2		2名
保健師・看護師	1	1							2名
栄養士		1							1名
指導員									0名
生活支援員		6		1	①				7名
生活支援員(準職員)		17	2						19名
生活支援員(補助)		2							2名
生活支援員(パート)									0名
職業指導員			1	1					2名
職業指導員(準職員)			2	1					3名
職業指導員(パート)				1					1名
就労支援員(準職員)				1					1名
保育士						1			1名
保育士(準職員)						3			3名
目標工賃達成指導員			1						1名
目標工賃達成指導員(臨時)				1					1名
再雇用職員	1	1						1	3名
支援員補助(パート)	2								2名
訪問介護員(臨時)									0名
ヘルパー(パート)								5	5名
送迎職員(パート)		3	2						5名
世話人					5				5名
	18名	35名	11名	8名	5名	7名	3名	7名	94名

2 人吉市養護老人ホーム 延寿荘

I 基本的課題

高齢化に伴う重度化また精神疾患、認知症などの要支援・要介護の利用者が増加する中、介護サービス事業所等と連携し、外部介護サービス等の提供行っていますが、それでもなお介護が必要な利用者との関わりに多く時間が掛り、本来の目的である自立支援が十分に出来ていないという課題もありますので、利用者とのコミュニケーション深め、生きがいを持ち自立した生活ができる支援を行っていく体制作りに努めます。

運営面では、施設の老朽化による修繕費の増加、また、要支援・要介護者の増加により、日常生活に支障をきたす所もあり施設整備を行う必要性がありますが、財政的に現行の措置費では厳しい面があります。しかしながら、利用者へのサービスが低下しないよう居住環境を整備していくことは重要なことであり、業務の効率化、無駄なコスト削減等職員間で意識を高め、関係機関とも協議し、実現に向けて努力してまいります。

II 基本方針

1. 質の高いサービスの提供

- 利用者の意思及び人格を尊重し、自立した生活が送れる支援を目指します。
- 利用者とのコミュニケーションを深め、心身の安定を図り、生きがいの持てる生活ができる支援に努めます。
- 利用者が安心して生活できる環境整備に努めます。

III 重点事項

1. 個別処遇計画による支援体制の確立

- ① 利用者個々の心身の状況、ニーズを把握し適正な計画作成を行う。計画作成時には、他職種と連携を深め情報交換を行うとともに、介護保険サービス契約の内容等にも十分配慮してまいります。
- ② 専門職として個別処遇計画による利用者本位の支援が、適切におこなわれるように研修への参加、職場内の勉強会を実施し、資質の向上に努めます。

2. 適正なサービスの提供

- ① 外部の介護サービスの適切な利用が行われるように、利用者個々の心身状況を把握し、居宅介護支援事業所・保健医療機関・介護サービス事業所等との連携に努めます。
- ② 朝の体操、レクリエーション（手芸、ゲームなど）、日帰り旅行、趣味の講座を通して、充実した日々の生活が送れるように努めます。
- ③ 施設内での出張販売（お菓子、衣類など）や、施設外での外食デー、買い物デーなどを通じ、自分で選択する楽しみを持てるように支援します。
- ④ 利用者の孤立感を深めないように利用者の家族と面会していただき、交流の機会を確保するように努めます。
- ⑤ 施設周辺的环境整備を推進し、利用者のゆとりある生活の中で穏やかな心と和む生

活空間の提供に努めます。

3. 地域との連携・交流

- ① 学校・保育園及び、研修・ボランティア等各種団体を受入れ、近隣の独居老人などの交流を通じ、地域社会との繋がりを深めます。
- ② 施設が地域に還元できるように、緊密な連携により、地域高齢者福祉の一端を担う施設を目指します。

4. 健康の維持及び衛生管理

① 医療面

イ) 利用者の健康管理の実施

- ・ 定期健康診断年 2 回の基本検診、年 1 回胸部レントゲン
- ・ 健康チェックを年 6 回（バイタル、体重、身長測定）行い健康状態の把握に努めます。
- ・ 毎週水曜日嘱託医による往診、利用者の健康状態の把握、異常の早期発見に努める。
- ・ 利用者の身体機能の維持向上を図るための介護予防運動教室（月 2 回）を通して転倒、骨折等の事故防止及び認知症の予防に努めます。

ロ) 病院への受診・入院時の支援体制

- ・ 受診の対応は、定期、臨時の判断をし、計画を立て職員間で連携し行います。
- ・ 入院中についても定期的に訪問し、経過を見守ります。

ハ) 感染症予防対策

- ・ 口腔ケアについては、他職種と協力し経口摂取の維持や誤嚥性肺炎の予防に努めます。
- ・ 感染症対策として、感染予防委員会による定期的な研修、インフルエンザワクチン接種により予防に努めます。
- ・ 職員・利用者の手洗いうがいの徹底を図るとともに、施設内に消毒剤の設置及び廊下の手すりや居室内の消毒を適宜実施するなど衛生管理に努めます。
- ・ 流行期には、面会の場所を限定する等の制限を行う等、外部からの持ち込みを防ぐように、努めます。

② 栄養面

イ) 食事サービスの質の向上

- ・ 介護食（刻み食、ゼリー食等）の提供
- ・ 通常の食事に加え選択食、行事食などのメニューの提供方法に工夫し、楽しみや喜びを持って頂けるよう食事内容の充実に努めます。また、評価を行い食事提供に反映させていきます。
- ・ 鮮度の良い食材を提供するため地産地消に努めます。
- ・ 食中毒や感染予防に注意し、安全で美味しい食事を提供します。
(5 月～10 月まで月 1 回の害虫駆除を実施。)

ロ) 栄養ケアマネジメント

- ・ 栄養アセスメント、モニタリング継続、多職種共同で検討し利用者の体力及び機能低下予防に努めます。

- ・ 職種を越え、情報を共有しながら連携して行います。
- ハ) 給食会議
 - ・ 毎月、第1金曜日に実施。利用者本位を基本とし、更に質の高い食事サービスを提供するため検討し、結果を実施する方向で進めます。
- ニ) 嗜好調査
 - ・ 年1回実施。利用者の意見を反映させながら食べることの楽しみ、喜びを感じていただけるように努めます。

5. 苦情解決

利用者が福祉サービスを適切に利用できるよう苦情解決に関する研修会への参加し知識を深めながら定期的に第三者委員会の開催し、苦情解決促進に努めます。

6. 事故防止・防災対策

- ① 危機管理体制として職員のリスクマネジメントへの意識を高め事故防止に努めるとともに、3施設の融合的危機管理を確立し、事故・怪我、夜間・昼間の防火体制・行方不明等で迅速に対応できるマニュアルを作成し、事故防止や防災対策に努めます。
- ② 利用者の安全や安心を阻害しているものをリスクとして捉え、より質の高いケアを提供することを目標に、施設内での介護事故の発生を未然に防止することに努め、再発防止のため事故発生防止委員会を定期的に開催します。

IV 活動計画等

1. 年間主要事業計画

4月	嗜好調査 つつじ見物	月例行事	誕生会(毎月)
5月	日帰り旅行		趣味の講座
6月	花菖蒲見物		仏法講話(毎月)
8月	ふれあい村夏祭り 実習受入れ(中学生・大学生) 延寿荘ミニ花火大会		介護予防運動教室(月2回)
9月	体験活動受入(球磨中)	定例行事	買物デー(年2回)
〃	個別支援計画作成		定期健康診断
10月	ミニ運動会		健康チェック(6回)
12月	クリスマス兼忘年会 訪問販売		外食デー(年3回)
3月	個別支援計画作成 花見(桜見物)		火災避難訓練(年6回)

			事故防止委員会（年2回） 感染症委員会（年2回） ※問題が生じた場合等適宜実施
--	--	--	---

3 児童発達支援センタースイスイなかま

I 基本的課題

児童発達支援センタースイスイなかまでは、「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」の3つの事業実施をおこなっています。

人吉球磨圏域においては療育を必要とする児童が年々増加傾向にあり療育待機児童者数も増加傾向にあるようです。「児童発達支援」「放課後等デイサービス」をおこなう多機能型事業の児童発達支援センタースイスイなかまを利用したいとの声を聴きますが、何人配置基準上による受入れ定員枠の制限や質の高いきめ細かな支援提供のためには受入枠数に制限をおこなう必要があり、待機児童を出さざるを得ない状況となっております。このような状況の打開策のため、障害のある子どもの地域社会への参加・包容の推進のために「保育所等訪問支援」が機能を果たし住み慣れた地域社会の中で障害のある子どもが暮らせるよう適切な見立てに基づく実効性のある支援方法をしっかりと並行通園先等に直接的に、間接的に引き継いでいくことが有効であると考えられます。業務を担当する保育所等訪問支援員は、保育所・幼稚園・学校等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援や保育士、教職員等に対するアドバイスが必要となるため障害児支援に関する相当の知識と経験を有する者が務めることが相応しいとされます。しかし、児童発達支援センターでは人員配置基準や相当の知識と経験を有する職員の確保など整えられず、保育所等訪問支援の効果的な実施ができていない状況にあり、知識経験豊富な職員の人材不足が課題となっております。

平成29年度に児童発達支援センターに移行したことにより、地域の中核的な児童発達支援事業所としての役割を担うことになっていきます。人吉球磨圏域障害児通所支援事業所全体の資質向上のために児童発達支援センタースイスイなかま職員は、その中心となれるような職員資質の向上が求められています。通常の事業をおこないながらいかに各職員それぞれが資質向上を目指していけるか、資質向上のための時間の確保や取組み内容の検討など課題となっております。

II 基本方針

1. 児童発達支援での母子通園

一人ひとりの発達段階に応じた効果的な療育を目指すために子ども自身の課題と環境的要因に着眼した発達援助、並びに養育基盤である家庭の安定に向けた療育・援助をおこないます。具体的目標を保護者の方と共に定め、支援の方法を保護者と共有しながら日常生活への適応力を図っていくため、原則母子通園とします。

2. 質の高いサービス提供の実施

児童の心身の状況を的確に把握し、それにそって保護者の思いや個々の特性に応じた個別支援計画を提案し、適切な支援を行うと共に、その質の評価を行い、常に児童・保護者の立場に立った質の高いサービスの提供に努めます。

3. 実施事業

- 児童発達支援事業
- 放課後等デイサービス事業
- 保育所等訪問支援事業

Ⅲ 重点事項

1. 専門的支援

○児童発達支援事業

身近な療育の場として利用する親子が身辺自立の習得・集団生活へ適応できるように個々の置かれている環境に応じて、適切かつ効果的な指導やアドバイスを行い、保護者や児童の不安を軽減できるようにします。

○放課後等デイサービス事業

療育が必要な就学している児童に対し、授業終了後の放課後や長期休暇中において、生活リズムを崩さないようにすると共に、個々の能力の向上のために、継続的な支援を行い将来の自立にむけてのアドバイスを行います。

○保育所等訪問支援事業

保護者からの依頼に基づき配慮を要する児童に対して、集団生活での集団生活上の留意点や障害特性による個別的配慮へのアドバイスなど必要な支援をおこない各関係機関との連携を深めていきます。

2. 保護者との連携

(1) 早期療育において保護者がこどもを受容していく力を付けるとともに関係機関と連携を取り家族が地域の中でスムーズに生活できるように支援をおこなっていきます。

3. 関係機関との連携

(1) 熊本県こども総合療育センターの拠点施設事業（定期支援）の活用。

拠点施設事業の定期支援を活用しながら更なる職員の資質向上を図り、人吉磨圏域の障害児通所支援事業所の中核的な役割を担える児童発達支援センターを目指します。

(2) 人吉球磨圏域障害児通所支援事業所意見交換会の開催実施

児童発達支援センターであるスイスイなかが人吉球磨圏域の障害児通所支援事業所の中核的な役割のひとつとして定期意見交換会を実施し、地域の療育に求められていることや、各事業所に課せられている使命の確認、また、抱える各事業所の悩みなどの意見を出し合いながら、その中で「共通のテー

マに沿った」意見情報交換をおこない共にサービスの質の向上を目指し人吉球磨圏域障害児通所支援事業所共通の取組を目指していく。

【平成31年度実施計画】

実施回数	開催日
1回目	4月中旬
2回目	6/20(木)
3回目	9/21(木)
4回目	12/19(木)
5回目	2/21(木)
計	年間5回の実施

(3) 球磨地域療育ネットワーク会議への参加

地域療育ネットワーク会議は、球磨地域に居住する障がい児・者に関する福祉、教育、保健、医療などの各種サービスを連絡調整し、総合的に推進し、球磨地域の療育環境の向上を目的とするものである。児童発達支援センターの立場として、人吉球磨圏域内の障害児通所支援事業所意見交換会との互いのつなぎ役としても情報の共有をおこないながら人吉球磨圏域の療育の向上を目指していく。

【平成31年度実施計画】

実施回数	開催日
年9回	未定

(4) 人吉市特別支援連携協議会への参加

特別支援連絡協議会への参加をとおして、人吉市における特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する支援体制の整備を図り、特別支援教育を推進に努める。

【平成31年度実施計画】

実施回数	開催日
年2回	未定

4. 施設管理、危機管理

危機管理体制としてサービス提供業務の中で想定される事故等のリスクを洗い出し、分析や評価を行い、事故防止のリスクマネジメントを推進し、事故・怪我・火災・不審者侵入防止等で事故防止や防災対策、防犯対策の充実に努めます。

(1) 防災訓練、防犯訓練の実施。

5. 苦情解決

事業所内への苦情相談処理手続き表の掲示を行い、苦情受付の事業所環境の整備を行います。第三者委員による委員会を定期的を開催し、業務内容の点検と改善を図りながら、また研修会等への参加を行い、療育内容に対する牽制体制の確立の推進しに努めます。

6. 利用者定員（児童発達支援事業及び放課後等デイサービス事業含め1日につき）

※保育所等訪問支援に定員なし。

曜日	定員（1日付き）
各曜日（月）～（金）	10名
計	50名

IV 活動計画等

年間主要計画

8月	放課後等デイサービス レクリエーション
9月	定期健康診断1回目 個別支援計画モニタリング
10月	児童発達支援 レクリエーション
11月	火災避難訓練
2月	定期健康診断2回目
3月	火災避難訓練、 個別支援計画への保護者ニーズ確認

4 熊本県地域療育センター事業 事業計画

（人吉球磨圏域地域療育センター事業）

I 基本的課題

発達の遅れや偏りを早期に発見し、適切な療育を行うことにより対象児が地域で安心して暮らせるようなライフステージに合わせた支援システムの構築が必要であり、また、医療受診に繋がったこどもの療育の場の確保が必要となります。それに合わせて療育へ繋がるまでの保護者の不安に対応するようなシステムの構築が課題となっています。

また、熊本県が示した新療育支援体制に則り、人吉球磨圏域における今後の支援体制の移行に向け、関係機関との協議・検討が必要となっています。

II 基本方針

当該福祉圏域における在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児、身体障害児、発達障害児、

障害の疑いのある児童及びその家族に対して、身近な地域で療育指導・相談等が受けられる療育機能の充実を図り、在宅障害児等の福祉の向上を図ります。

心身の発達に遅れや偏り、又は遅れが現れる可能性の見られる乳幼児に対し、早期に適切な関わりを持ち、対象児の心身の発達を促すこと、また保護者及び地域への理解・啓発を行うことで障害児が安心して生活が送れる地域作りを行います。

また、熊本県の方針を受け、児童発達支援センターや巡回支援専門員整備事業など様々な事業との連携を図ります。

Ⅲ 重点事項

1 二事業の受託

(1) 療育相談員設置事業（在宅障害児等に対し、日々の生活の中で起きる様々な問題の相談に対して、福祉情報の提供やそれに関わる援助・調整を行う事業。）

- ・地域における障害（特に発達障害）に関する正しい知識の普及。
- ・ライフステージに応じた相談、支援を行うための医療、福祉、教育、労働の連携及び療育ネットワークの構築。
- ・熊本県南部発達障がい者支援センターわろつと連携し、ペアレントメンターの継続した支援、及び活用のための基盤整備。
- ・ペアレントプログラムを活用した保護者支援
- ・人吉球磨圏域の親の会同志の連携への支援。
- ・身近な地域で受講できる、障害児通所支援事業所向け研修会の企画・運営。

(2) 療育三事業

- ①在宅支援訪問療育等指導事業（在宅障害児に対し、訪問の方法により各種の相談・指導及び福祉サービス等の連絡調整を行う事業。）
- ②在宅支援外来療育等指導事業（在宅障害児に対し、外来の方法により各種の相談・指導及び福祉サービス等の連絡調整を行う事業。また、療育の待機児童及びその保護者への支援を継続的に行う事業。）
- ③施設支援一般指導事業（障害児が属する保育園（所）、幼稚園、認定こども園、小・中・高等学校を訪問し、保育活動・遊びや生活・問題行動等に対する支援や、施設に属する職員からの各種の相談に対するの援助業務を行う事業。また、障害児通所支援事業所における困難事例への支援を行う事業。）

2 障がい者総合支援協議会への参画

- (1) 人吉球磨障がい者総合支援協議会の運営。
- (2) 定例会における地域の社会資源の課題検討・資源の開発・評価を行い、新たな地域課題について検討部会での検討を行い、解決に向けての施策・提言。
- (3) 関係機関及び行政等への必要な社会資源について提言。
- (4) 作成した啓発ツールを使っての地域への発達障害に関する正しい知識の理解促進を図る。

3 療育ネットワーク会議への参画

- (1) 療育ネットワーク会議検討会（月1回開催）への参加。
 - (2) 検討会における地域の課題検討・評価を行い、解決に向けての施策・提言。
 - (3) 関係機関及び行政等への必要な社会資源について提言。
- 4 職員の資質の向上
- (1) 職員の資質向上のための定期的な研修。
 - (2) 相談支援の内容を対象児ごとに記録、及び適切な事後処理。
 - (3) この事業の実施に当たって、職務上知り得た在宅障害児及び家族に関する秘密保持について特に留意する。
- 5 関係機関との連携
- (1) 熊本県、熊本県子ども総合療育センター、熊本県北部・南部発達障がい者支援センター、球磨地域振興局、人吉保健所、市町村担当課及び保健師、福祉事務所、障害児（者）福祉施設、障害福祉サービス事業所、医療機関、球磨福祉事務所、教育委員会、特別支援学校、児童・民生委員、知的障害者相談員、特定・一般相談支援事業所及び障害児相談支援事業所との連携。
 - (2) 担当障害福祉圏域内の対象児の実態把握に努め、関係機関との連携を密にし、対象児の生活環境等の向上に努める。

5 相談支援センターうぐいす

I 基本的課題

障害のある方々が個々に必要な制度やサービスを適切に選択して利用しその人らしく地域で生活するために、支援を通じて地域課題を抽出し課題の検証や解決に向けた取り組み、そして地域の実情に応じた社会資源の創出や施策の提言など、ケースワークからソーシャルワークへの展開による地域づくりが重要です。

当事業所は人吉球磨地域障害者相談支援事業において圏域における相談支援事業の中心的役割を担うことが期待されており、地域づくりに向けた人吉球磨障がい者総合支援協議会の運営及び基幹相談支援センターの整備など、行政や関係機関と連携して今後も積極的に取り組むことが求められています。

法改正に対応しつつ利用者個人や地域のニーズに応えるための地域づくりに取り組み、健全な事業展開と事業所としてさらなる成長を目指していくために相談支援専門員の質的向上と体制整備が継続課題です。

II 基本方針

特定相談支援事業所としてサービス利用支援および継続サービス利用支援を行なうとともに、障害児相談支援事業所として障害児支援利用援助および継続障害児支援利用援助を行います。また、人吉球磨地域障害者相談支援事業における相談支援事業所として、障

害者への相談・情報提供・虐待防止・権利擁護のために必要な援助を行い、障害者からの福祉に関する様々な問題または不安や悩みについて障害者本人や保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、専門機関への連絡調整等を行います。

さらに、人吉球磨障がい者総合支援協議会の運営に参画し、地域の障害福祉の向上に努めます。

Ⅲ 重点事項

特定相談支援事業

○計画相談支援

支給決定前又は支給決定の変更前におけるサービス等利用計画案の作成および、支給決定後又は支給決定の変更後のサービス事業者等との連絡調整とサービス等利用計画の作成を行います。（サービス利用支援）

また、厚生労働省令で定める期間ごとにサービス等の利用状況の検証と計画の見直し行うモニタリングの実施、必要に応じてサービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨を行います。（継続サービス利用支援）

○対象者のサービス利用に伴う上限管理

1. 障害児相談支援事業

○障害児相談支援

支給決定前又は支給決定の変更前における障害児支援利用計画案の作成および、支給決定後又は支給決定の変更後のサービス事業者等との連絡調整と障害児支援利用計画の作成を行います。（障害児支援利用援助）

また、厚生労働省令で定める期間ごとにサービス等の利用状況の検証と計画の見直し行うモニタリングの実施、また必要に応じてサービス事業者等との連絡調整、支給決定又は支給決定の変更に係る申請の勧奨を行います。（継続障害児支援利用援助）

○対象児のサービス利用に伴う上限管理

2. 人吉球磨地域障害者相談支援事業

在宅の知的障害者(児)等が地域で生活するための相談に応じ、生活に必要な援助を行う事により、障害者(児)の福祉の向上を図ります。

○在宅対象者(児)に関する相談及び援助業務

在宅対象者(児)や家族等からの相談受付及び必要に応じた情報提供・助言及び、対象者と市町村及び指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。

○地域に対する援助業務

地域への啓発・広報活動、圏域内障害福祉サービス事業所との連携・調整、地域の自助グループへの助言等を行います。

○協議会の運営

人吉球磨障がい者総合支援協議会の運営に参画し、定例会・検討部会において地域課題の抽出・検討・評価等を行い、連絡会等において地域福祉の機能強化

や取り組みの円滑化を図り、運営会議・全体会において活動報告・社会資源や施策についての提言・運営評価等を行います。（事務局は人吉市福祉事務所福祉課に設置）

3. 資質の向上

事業所において会議・勉強会等を定期的に行うとともに、熊本県障がい者相談支援事業連絡協議会をはじめとした相談支援事業関連の連絡協議会等や県主催の研修企画等にも積極的に参加し資質の向上に努めます。

4. 関係機関との連携

相談支援事業を通じてソーシャルワークを展開し地域づくりを推進するために、必要に応じて各関係機関との連携を図ります。

5. 対象者数

	30年度見込	31年度目標
対象者実数（内対象児）	375名（107名）	380名（110名）
対象者延数（内対象児）	1132名（424名）	1200名（430名）

※対象者延数は複数月に渡って支援した場合の延数

6. 平成31年度 人吉球磨障がい者総合支援協議会関連 年間計画

月	内容	月	内容
4月	定例会 運営会議 障害者差別解消支援協議部会	10月	定例会 運営会議 障害者差別解消支援協議部会
5月	第24回全体会	11月	第25回全体会
6月	定例会 運営会議 障害者差別解消支援協議部会	12月	定例会 運営会議 障害者差別解消支援協議部会
7月	定例会	1月	定例会
8月	定例会 運営会議 障害者差別解消支援協議部会	2月	定例会 運営会議 障害者差別解消支援協議部会
9月	定例会	3月	定例会

【検討部会、連絡会等】

基幹相談支援センター設置検討部会など各検討部会：随時開催

人吉球磨相談支援事業連絡会：毎月開催

就労移行支援事業連絡会：毎月開催

6 人吉市社会福祉事業団訪問介護事業所

I 基本的課題

利用者の高齢化、重度化が進む中、身体状況などの情報を適切に把握しサービス提供責任者を中心に職員間の情報を共有し、ケアマネジャーのプランに基づいた、訪問介護計画を作成し、サービスの提供を行っていますが、利用者のニーズも多様化しており、益々専門性の高いサービスの提供に努めていく必要があります。

II 基本方針

- (1) 利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄介護、その他生活全般にわたる援助を行います。
- (2) 利用者が可能な限りその居宅において要支援状態の維持若しくは改善を図り、要介護状態になることを予防し、自立した日常生活が営むことができるように、入浴、排泄介護、その他の生活全般にわたる援助を行い、利用者の生活機能の維持又は向上を目指します。

III 重点事項

1 適正なサービスの提供

- (1) 利用者の心身の状況、その置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又は家族に対し生活等に関する相談援助及び助言を行います。
- (2) 適切な介護技術を持って懇切丁寧なサービスの提供を行います。
- (3) 関係市町村、居宅支援事業所、介護予防支援事業所、保健医療サービス、福祉サービスとの連携綿密に図り適切なサービスの提供に努めます。

2 適正な事業運営及び職員の質の向上

- (1) 利用者の人権、プライバシーの保持に努め、利用者が安心して利用できる事業所を目指します。
- (2) 事業所において、ケア会議・定例のミーティング等を通じて利用者のニーズの把握や問題点の分析し解決に取組み、よりよいサービスの提供が出来るよう努める。
- (3) 職員は専門知識を高めるため、研修会等に積極的に参加し、質の向上に努めます。

3 事業内容

(1) 介護保険法に基づく指定訪問介護

- 身体介護(入浴介助・排泄介助・食事介助・体位変換・通院介助等)
- 生活援助(調理・洗濯・掃除・買い物等)

(2) 介護保険法に基づく指定介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問介護事業

- 身体介護に関する援助(入浴介助・排泄介助・食事介助等)
- 生活援助に関する援助(調理・洗濯・掃除・買い物等)

4 苦情解決

利用者が福祉サービスを適切に利用できるよう苦情解決に関する研修会への参加し知識を深めながら定期的に第三者委員会を開催し、苦情解決促進に努めます。

7 一体型共同生活介護事業所わかあゆ

I 基本的課題

一体型共同生活介護事業所わかあゆでは平成24年3月に事業を開始し男性棟（キジ馬：定員6名・椿：定員6名）と女性棟（花手箱：定員6名）を運営してきました。昨年5月には熊本県障がい福祉施設整備費補助金の交付を受け建設した女性棟（やませみ：定員6名）を開所し現在は男性12名・女性8名の利用者がグループホームで生活をされています。定員は事業所全体で24名となりますが現時点では女性棟やませみに4室空きがあり定員に満たない状況です。今後は利用者確保し安定した運営を行う事が課題となります。

II 基本方針

1. 質の高いサービス提供の実施

個別支援計画に基づき利用者個々のニーズ（個性・意思・選択）並びに家族の意見・要望等を重視し、利用者本位の質の高いサービスを提供します。日常生活のお手伝いを行う世話人・生活支援員・サービス管理責任者が連携を取り、自宅で過ごすのと同じような感覚で、しかし小集団生活上必要な常識ある行動を取るよう援助しながら快適な在宅生活となるよう支援を行います。

III. 重点事項

1. 家庭的な雰囲気を重視

自分の家に住んでいるのと同じ感覚で日常生活を楽しんで過ごして頂けるよう、特に細かなカリキュラムを定めず、共同生活する利用者間でルールを決め必要に応じて援助を行います。

2. 各サービスの提供

① 医療面 個別支援計画の作成段階から、前年度の基本検診等の結果や家族から提供される情報（持病・過去の病歴・帰省時の対応等）を面談等で収集し、個別支援に反映させます。また、健康管理への配慮、服薬、通院、規則正しい生活や衛生面についての助言など行います。

② 栄養面 基本的に朝・夕の栄養管理が中心となりますが、毎月の身体測定や病院受診の結果も踏まえて世話人が準備する食事の献立・内容に反映させます。また、偏食や食べ過ぎ等に関しては助言等を行い、健康的な食生活となるよう支援します。

3. 地域との交流・家族との連携

グループホームは利用者の自宅であり蟹作町内会（キジ馬・花手箱：12名）・赤池原町内会（椿・やませみ：8名）に加入しています。各町内会での各種行事（清掃活動・敬老行事）に参加する事により、地域との交流を図ります。また、世話人・生活支援員・サービス管理責任者が保護者と連絡を取り、逐次最新の状況を共有し信頼関係の強化を図ります。

4. 就労先及び日中活動事業所との連携

グループホームより就労及び日中活動事業所を利用されている方については、生活面の状況を把握したうえで連絡を密にとり、逐次最新状況を共有し連携強化を図ります。

※利用者の日中活動先

一般就労・・・2名（市内：福祉事業所 多良木町：老人ホーム）

障害者支援センターわかあゆ・・・11名

障害者支援センター希望ヶ丘学園・・・4名

就労継続支援A型（市内）・・・3名

5. 危機管理

危機管理体制として事故防止のリスクマネジメントを推進し、事故・怪我・昼夜火災・地震災害・行方不明等で迅速に対応できるマニュアルを作成し、事故防止や防災対策の充実に努めます。

6. 苦情解決

利用者サービスの質の向上と充実に努める方策として第三者委員による委員会を定期的に開催し、業務内容の点検と改善を図りながら研修会等への参加を積極的に行い苦情解決を推進します。

8 障害者支援施設うぐいす

I 基本的課題

平成24年4月1日から現行法上の入所支援施設・生活介護事業所（日中活動）として丸7年が経過し、利用者の平均障害支援区分も平成30年度実績で4.5と上がってきています。利用者の年齢も障害支援区分も徐々に上昇する中、日々の生活動作全般で「介護を要する方」の増加傾向が顕著で職員一人当たりの介護負担も徐々に増加し、就労支援施設として建設された施設内部の作りでは今後更に重度化が進むと予測される利用者支援で生じる障壁が大きくなると思われます。増大する利用者個々の介護ニーズに対応するためのハード面の整備、及び支援に携わる職員の介護スキルの向上、並びに直接支援に従事する支援員の確保を図る事が課題となっています。

また、入所支援において利用者の精神状態悪化に伴う契約解除並びに急逝等により平成31年3月1日現在において男性5名の定員割れの状態であり、早急に定員割れを解消すること、引き続き1.25倍枠で受け入れている生活介護の通所

利用者の掘り起こしを行うこと、ショートステイや日中一時支援の利用希望増加に対応し事業所全体の収入を確保し、安定した質の高いサービス提供を維持する事が平成31年度（2019年度）の課題です。

2 基本方針

1. 質の高いサービス提供の実施

昨年度に引き続き、障害者総合支援法に基づいた障害者支援施設として円滑に事業運営できるよう、個別支援計画に基づき利用者個々のニーズ（個性・意思・選択）並びに家族の意見・要望等を重視し、引き続き利用者本位の質の高いサービスを提供します。

また、提供する介護・訓練の内容及び職員配置等を常に検証し、介護ニーズに沿った安定した質の高いサービスを提供できるよう、他の各事業所並びに職員間で連携を取りながら最適な支援に努めます。平成31年度（2019年度）は、常勤換算での職員数で前年度利用者の平均利用人数を除いた数が2：1の配置となるよう引き続き職員の増員を図り、「人員配置体制加算」の条件をクリアすることで収益アップと人件費確保を図ると共に支援の質の向上の一助とします。

更に今後も重度化すると思われる介護ニーズに対応できるハード面の整備として念願であった浴室及び脱衣室の改修（機械浴設備の導入・複数台の車椅子利用にも対応）が5月上旬には完了する予定であり、利用者の満足度アップ及び職員の介護負担軽減を図りながら、より一層のサービスの質向上を目指します。

3 重点事項

1 施設機能の有効活用

昨年度に引き続き、障害者総合支援法に基づいた、うぐいす独自のサービス（介護・生活訓練）を提供します。また、カリキュラムの見直しや班編成等を必要に応じて随時検討し、支援内容の適正評価と支援目標の達成を視野に実践します。

2 専門的サービスの実施

- ① 医療面 個別支援計画の作成段階から看護師及び医師等の助言・提案等を取り入れ、前年度の基本検診等の結果や家族から提供される情報（持病・過去の病歴・帰省時の対応等）を面談等で収集・確認し、個別支援計画に反映させます。また、利用者の健康維持を目標とします。
- ② 栄養面 入所利用者の方については朝・昼・夕食を含めた24時間の栄養管理、通所利用者については主に昼食の栄養管理を中心として実施し、個別支援計画の作成段階から栄養士の助言・提案等を取り入れ、毎月の身体測定や病院受診の結果を踏まえ必要に応じてカロリー制限食・糖尿病食・刻み食等の特別食の提供、並びに間食等に関する助言等、栄養面から個別支援を行います。

3 地域との交流・家族との連携

入所施設においては、家族及び身元引受人等との連携の機会を設ける事は難しい面があり、また施設での行事も諸々の事情により縮小傾向にあります。各種行事への参加の呼びかけ並びに電話連絡等により身元引受人に逐次最新の状況を提供し信頼関係の強化を図ります。また、必要に応じ家族の元への直接訪問や面談等を行ったり毎月発行する施設便りにて施設での生活の様子をお知らせし、個別支援についての理解と協力を得られるよう努めます。

また、高齢化・重度化に伴い地域行事への参加が益々難しくなっている為、地域の方々との関わりが希薄になっていますが、可能な限り日中活動中の行事等を通じて地域住民の方々との交流に努めます。

4. 危機管理

事故防止のリスクマネジメントを推進し、法人・施設での危機管理体制に沿った事故・怪我・昼夜火災・地震災害・行方不明等で迅速に対応できるよう、マニュアルに基づいて事故防止や防災対策の充実に努めます。

平成30年度に危機管理の一環として、施設の出入り口及び屋内廊下天井部に計六つの24時間対応防犯カメラを設置し、マルチ画面モニターでの各所の可視並びに映像録画により、利用者の飛び出しや外部からの侵入等、突発的な万が一事態にも素早く対応できる体制を整えましたので、平成31年度（2019年度）は更に屋内2箇所360度カメラを増設し、より一層の危機管理体制の充実に努めます。

5. 苦情解決

利用者サービスの質の向上と充実に努める方策として第三者委員による委員会を定期的に開催し、業務内容の点検と改善を図りながら研修会等への参加を積極的に行い苦情解決を推進します。

4月	保護者会総会、懇親会
5月	第10回すまいるフェスタ
6月	活動レクリエーション
7月	外食デー（前期）
8月	第27回ふれあい村夏まつり
	外部団体との交流会
10月	日帰り研修旅行
	活動レクリエーション
12月	クリスマス会
1月	鏡開き・どんどや
2月	節分行事
	外食デー（後期）
3月	バスハイク（花見ドライブ）

月例行事	身体測定・ブラッシング
	訪問販売（月2回/菓子類）
	訪問販売（年2回/衣類）
定例行事	特別食の日
	理容・美容奉仕
	健康診断・基本健診
	健康・栄養指導
	実習関係受け入れ

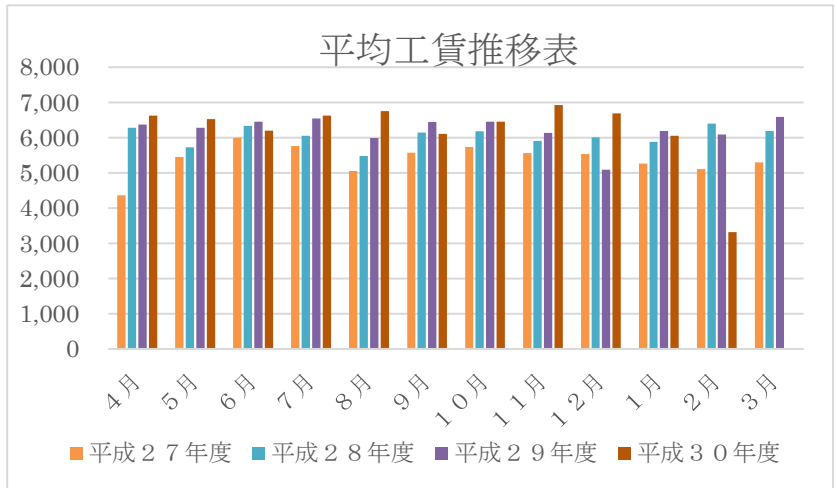
9 障害者支援センター 希望ヶ丘学園

I 基本的課題

① 利用者平均工賃の増額

平成31年3月1日現在、平成30年4月から平成31年1月分までの平均工賃月額は、6,208円（平成27年度は5,392円・平成28年度は6,049円・平成29年度は6,219円）と推移しており、若干ではありますが、増加しております。平成28年度熊本県平均工賃の13,924円を目指して、今後もクッキー等「食の生産活動」の充実と新規受託作業を開拓し平均工賃のアップに努めていきます。

平均工賃	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
4月	4,360	6,277	6,371	6,623
5月	5,450	5,729	6,277	6,526
6月	6,001	6,335	6,452	6,202
7月	5,762	6,054	6,547	6,625
8月	5,055	5,480	5,992	6,754
9月	5,574	6,144	6,444	6,106
10月	5,733	6,184	6,452	6,457
11月	5,562	5,905	6,138	6,926
12月	5,537	6,012	5,090	6,693
1月	5,265	5,880	6,191	6,055
2月	5,110	6,398	6,093	3,321
3月	5,299	6,193	6,587	
	5,392	6,049	6,219	6,208



II 基本方針

1. 質の高いサービスを持続的に利用できる環境整備

- 公平性や透明性を確保しつつ、利用者の意向が反映された適切な支援が行われるよう、職員間や外部（相談支援事業等）との連携の徹底を図りながら研修を重ね、持続可能な質の高いサービスの提供し、利用者の皆様がその適性に応じて能力を十分に発揮し、自立した生活を実現することができるように努めていきます。また施設外就労を通じて一般就労への移行を促進させるための取組を進め、一般就労が困難な利用者の方々に対して、適切にサービス（生活支援・生産活動支援）を提供し、利用者の皆様が自らの能力を最大限発揮し、自己実現できるよう適切な支援を実施します。
- 就業意欲のある利用者の方々で、軽度・中度・重度を問わず利用できる就労継続支援B型事業所を目指します。
- 生産活動のみに重点をおくのではなく、体重等身体面の管理を行いながらバランスの取れた利用者支援を実施し、健康な体づくりを目指します

III 重点事項

1. 工賃向上のための継続的な取り組み

報酬単価改正の基準として平均工賃が重要となってくることから、現在の生産活動と「食の生産活動」の充実を図りながら工賃向上に努めていきます。

2. 監査指摘にかかる生産活動の再構築再編成

平成30年8月23日(木)「平成30年度指定障害福祉サービス事業者等に対する実地指導」が実施され、「利用者の技能に応じて工賃の差別化を図らないこと。」との指摘があり、工賃規程の見直しを実施し平成31年4月から利用者生産活動体系の再編成(高度・中度・単純作業の3つに編成)を行ないます。

3. 地域・保護者との連携・交流

施設や事業所に対する地域の理解は不可欠なものであり、法人全体の事業(夏祭り等)を介して理解を深めていきます。また保護者の行事への参加を促し、事業所の状況を理解してもらいながら、保護者との連携と交流を深めていきます。

IV 活動計画等

1. 生産活動内容及び職員体制の再編成

平成30年度指定障害福祉サービス実地指導(H30.8/23)改善指摘事項

「利用者の技能に応じて工賃の差別化を図らないこと。」

A 班	高度な作業・屋外作業	焼酎ギフト作業
		草刈等清掃作業
		印刷班
		陶芸班
		農耕班
B 班	中度作業・屋内作業 (受託作業)	きくらげカット
		唐辛子作業
		絵馬製作
		袋詰め作業
C 班	単純な作業	さをり織り
		自主製品
		お菓子(クッキー等)
		リサイクル(ペットボトル回収等)

管理者	1名
事務員	1名
サービス管理責任者	1名
目標工賃達成指導員	1名
職業指導員(正職員)	1名
〃(準職員)	2名
生活支援員(準職員)	2名

2. 施設外就労（共栄精密熊本株式会社）

職員引率（1名）	希望する利用者によるローテーション（5名前後）
----------	-------------------------

3. 年間主要事業計画

実施月	事業名	実施月	事業名
4月	保護者会総会	月例行事	身体測定・ブラッシング
5月	すまいるフェスタ2019 (担当：うぐいす・わかあゆ)		環境美化活動
8月	第27回ふれあい村夏まつり		生活学習タイム
9月	個別支援計画見直し（修正）		
12月	クリスマス会兼外食デー	定例行事	理容・美容奉仕
1月	成人を祝う会		防災避難訓練
2月	保護者研修会（生産活動・勉強会） 節分行事 日帰り旅行		健康診断（基本健診） 健康・栄養指導
3月	本年度個別支援計画評価 次年度個別支援計画提案	不定期行事	各種イベント販売会

10 障害者支援センターわかあゆ

I 基本的課題

①就労移行支援事業は4月から利用契約者が0名のため1年間の休止とします。

※現在利用中の1名については3月末で支給期間満了を迎えるため就労継続支援B型に移行します。

②就労継続支援B型新規利用契約者の確保

4月に1名が就労移行支援事業から移行し定員14名に対し契約者数14名となり定員を満たすことにはなりますが安定した事業運営を考えれば定員外受入れの範囲内で新規利用者の確保が必要となります。今後も相談支援事業所・支援学校などと情報を共有し、自らの事業所の特徴と魅力をアピールし利用者確保に努めます。

③一般就労先や実習先の確保

就労移行支援事業は休止しますがB型利用者で一般就労の希望があれば個別支援計画に基づき支援を行います。しかし人吉・球磨圏域という地域の特性もあり障害者の雇用そのものが非常に厳しいという現状があります。ハローワークや障害者就業・生活支援センターと連携し一般就労に向けた職場開拓、企業実習先の確保に努めます。

II 基本方針

1. 質の高いサービス提供の実施

障害者総合支援法に基づいた障害者支援センターとして円滑に事業運営できるよう、個別支援計画に基づき利用者個々のニーズ（個性・意思・選択）並びに家族の意見・要望等を重視し、利用者本位の質の高いサービスを提供します。

また、提供する作業訓練の内容及び職員配置等を常に検証し、サービスの質を維持し安定して提供できるよう、職員間で連携を取りながら支援に努めます。

III 重点事項

1. 工賃向上のための継続的な取り組み

平成30年度の報酬改定により平均工賃額に応じた基本報酬の評価が行われることになりました。現在行っている作業の内容検討及び委託作業の積極的な受け入れを行い工賃向上に努めます。

2. 地域との交流・家族との連携

家族との連携の機会を設ける事は難しい面がありますが、各ご家庭に対して各種行事への参加の呼びかけ並びに電話連絡等により、逐次最新の状況を共用し信頼関係の強化を図ります。また、必要に応じ家族の元への直接訪問や面談等を通じてより親密な関係構築に努めます。施設便りにて、個別支援についての理解と協力を得られるよう努めます。また、施設行事へのご招待等を通じて地域住民との交流を図ります。

IV. 活 動 計 画 等

1. 生産活動内容

作 業 班	作 業 内 容
きくらげ	栽培・収穫・選別・石突カット・納品・乾燥きくらげ袋詰め
花卉・農耕	季節野菜と花の栽培・収穫及び販売
精米	J Aより仕入れた玄米を精米し選別
委託作業	きくらげカット・ミシマサイコ根切り・紫黒米選別
施設外就労	共栄精密(株)にてきくらげ生産に関わる作業（1日4名）

2. 年間主要事業計画

4月	古希を祝う会 保護者会総会・懇親会
5月	日帰り旅行 すまいるフェスタ 2019（うぐいす・わかあゆ担当）
8月	ふれあい村夏まつり
9月	個別支援計画評価・見直し

10月	とっておきの音楽祭 成人を祝う会
11月	日帰り旅行
12月	クリスマス会兼外食デー
1月	鏡開き・どんどや
2月	節分行事（近隣豆まき）
3月	個別支援計画評価・次年度計画 三者面談 保護者会役員会
月例及び定例行事 体重測定・火災避難訓練・健康診断（基本健診）	